

山口市環境基本計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、山口市環境審議会規則（平17山口市規則第105号、以下「規則」という。）第6条に基づき、山口市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、基本計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、基本計画の策定に係る答申案の作成に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員)

第3条 部会の委員は6名以内とする。

2 部会の委員は、次に掲げる者のうちから、審議会の会長が指名するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した期間とする。

(副会長)

第5条 部会に規則第6条第3項の規定に定める部会長（以下「部会長」という。）を補佐するため、副部会長を置く。

- 2 副部会長は、部会に属する委員のうちから、部会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
- 5 会議またはその議事要旨は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、環境部環境政策課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。